

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年5月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400447号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500012号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成5年11月1日から同年12月1日までの期間、平成7年1月1日から同年2月1日までの期間、同年4月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から平成8年1月1日までの期間、同年2月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から平成10年4月1日までの期間、同年7月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から平成11年2月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間、同年10月1日から同年12月1日までの期間、平成12年1月1日から同年2月1日までの期間、平成24年3月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から平成25年5月1日までの期間、同年9月1日から平成26年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成5年11月、平成7年1月、同年4月から同年6月まで、同年8月から同年12月まで、平成8年2月から同年6月まで、同年8月から平成10年3月まで、同年7月から同年10月まで、同年12月及び平成11年1月、同年4月、同年10月及び同年11月、平成12年1月、平成24年3月から同年6月まで、同年8月、同年10月から平成25年4月まで、平成25年9月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額(平成5年11月の訂正後の標準報酬月額を除く。)に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る平成5年11月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成10年4月1日から同年7月1日までの期間及び平成24年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄から第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成10年4月から同年6月まで及び平成24年9月の訂正後の標準報酬月額(別表の第2欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を除く。)については厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間については、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低額となっているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 5 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 7 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から平成 8 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から平成 10 年 4 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 11 年 2 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 12 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、平成 24 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から平成 25 年 5 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から平成 26 年 1 月 1 日までの期間について、請求者から提出された A 社に係る給料支払明細書、給与支給明細書及び給与明細書（以下「給与明細書等」という。）により、別表の第 3 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第 2 欄に掲げる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 5 年 11 月、平成 7 年 1 月、同年 4 月から同年 6 月まで、同年 8 月から同年 12 月まで、平成 8 年 2 月から同年 6 月まで、同年 8 月から平成 10 年 3 月まで、同年 7 月から同年 10 月まで、同年 12 月及び平成 11 年 1 月、同年 4 月、同年 10 月及び同年 11 月、平成

12 年 1 月、平成 24 年 3 月から同年 6 月まで、同年 8 月、同年 10 月から平成 25 年 4 月まで、平成 25 年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記の訂正期間（平成 5 年 11 月を除く。）について、給与明細書等により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る上記訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主は、請求期間に係る資料を保管しておらず、当時の状況を把握している者もないため不明である旨回答しているところ、平成 5 年 11 月については、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち、平成 10 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び平成 24 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書等により、別表の第 2 欄及び第 3 欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成 10 年 4 月から同年 6 月まで及び平成 24 年 9 月の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 7 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第 2 欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成 4 年 4 月 1 日から平成 5 年 11 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 7 年 1 月 1 日までの期間、平成 7 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 8 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 10 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 11 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 12 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から平成 24 年 3 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 25 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、

平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 8 月 1 日までの期間について、請求者は当該期間の給与明細書等を保管しておらず、A 社も賃金台帳等の資料を保管していない旨回答していることから当該期間の厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の上記期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が上記期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間のうち、平成 29 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書等により確認できる給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による年金記録の訂正をすることができない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	（本来の報酬月額が算定できない期間における）報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成5年11月	22万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成7年1月	30万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成7年4月から同年6月まで	30万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成7年8月及び同年9月	30万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成7年10月から同年12月まで	28万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成8年2月及び同年3月	28万円	—	44万円	44万円	44万円	—
平成8年4月	28万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成8年5月	28万円	—	41万円	38万円	38万円	—
平成8年6月	28万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成8年8月及び同年9月	28万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成8年10月から平成9年3月まで	28万円	—	38万円	36万円	36万円	—
平成9年4月から同年9月まで	28万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成9年10月から平成10年3月まで	28万円	41万円	—	41万円	41万円	—
平成10年4月から同年6月まで	28万円	41万円	—	—	—	41万円
平成10年7月	28万円	41万円	—	41万円	41万円	—
平成10年8月から同年10月まで	28万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成10年12月及び平成11年1月	28万円	—	41万円	41万円	41万円	—

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	（本来の報酬月額が算定できない期間における）報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75 条本文）訂正後の標準報酬月額
平成11年 4 月	28万円	－	41万円	41万円	41 万円	－
平成11年10月及び同年11月	28万円	－	41万円	41万円	41 万円	－
平成12年 1 月	28万円	－	41万円	41万円	41 万円	－
平成24年 3 月から同年 6 月まで	28万円	－	41万円	41万円	41 万円	－
平成24年 8 月	28万円	－	41万円	41万円	41 万円	－
平成24年 9 月	28万円	41万円	－	－	－	41 万円
平成24年10月	28万円	41万円	－	41万円	41 万円	－
平成24年11月	28万円	－	44万円	38万円	38 万円	－
平成24年12月	28万円	－	41万円	41万円	41 万円	－
平成25年 1 月	28万円	－	44万円	38万円	38 万円	－
平成25年 2 月	28万円	－	44万円	41万円	41 万円	－
平成25年 3 月	28万円	－	47万円	41万円	41 万円	－
平成25年 4 月	28万円	－	44万円	38万円	38 万円	－
平成25年 9 月及び同年10月	28万円	－	38万円	38万円	38 万円	－
平成25年11月及び同年12月	28万円	－	41万円	38万円	38 万円	－

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400491号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500013号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年11月20日から平成2年8月1日まで

転職し、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した際の標準報酬月額が当時受け取っていた報酬と比較して低額となっていておかしい。当時の日本の経済状況、転職した際の採用条件、前後の標準報酬月額の記録等から、標準報酬月額が16万円であることは考えられないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、当時の日本の経済状況、転職した際の採用条件、前後の標準報酬月額の記録等から、請求期間の標準報酬月額について、16万円であることは考えられない旨主張している。

しかしながら、A社から提出された平成元年11月20日から平成2年3月31日までに係る給与条件情報によると、請求者について年齢給89,200円、職能加給71,950円(総額16万1,150円)であることが確認できるほか、雇用保険の加入記録により、請求者の同社に係る被保険者資格取得時の賃金月額が15万9,000円と記録されていることが確認できる。

また、事業主は、請求期間当時の請求者の報酬額を記載した資料が前述の給与条件情報以外に見当たらず、当時のことは不明である旨陳述している。

さらに、請求者と同様にA社における資格取得時の標準報酬月額が16万円となっている者から給与支払明細書の提出を受けたところ、報酬月額は16万円よりも高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額は16万円の標準報酬月額に相当する額であることが確認できる。

加えて、請求者が請求期間当時に居住していたとするB市は、請求者の請求期間に係る社会保険料等を確認できる資料を保管していない旨回答しているほか、請求者も給与明細書等を保管していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について請求者がオンライン記録の標準報酬月額（16万円）より高額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。